

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年9月17日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【既設多核種除去設備 クロスフローフィルター(B)のスキッド硝酸漏えいについて】</p> <p>免震重要棟において、既設多核種除去設備 クロスフローフィルター(B)のスキッド漏えい警報が発生。当社社員が現場を確認したところ、既設多核種除去設備内の堰内に水が溜まっており、クロスフローフィルター入口側配管のフランジ部から水が漏えいし、2m×3m×1cmの水溜まりがあることを確認。漏えい水のpHの測定値、スミヤ測定値実測値から、硝酸洗浄後の残水と推定。当該フランジ部を増締めし、漏えい停止を確認。また、漏えい水は拭き取り済み。今後、原因を調査し、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	9月13日	
2	<p>【Fタンクエリア仮設集積場所の設置表示許可の未承認について】</p> <p>当社が原子力保安検査官より、FタンクエリアA、Bタンク近傍の仮設集積場所について、当社未承認の仮設集積場所設置表示があると指摘された。調べたところ、指摘のあった物品は当初別エリアに仮置きをしていたが、別件名工事と作業場所が干渉し物品の移動が必要になったため、協力企業が当社に移動先の仮設集積場所の申請をしていたが、その処理が滞っていた。また、協力企業から当社にFタンクエリアに物品を搬出する別の申請がなされており、当社はそれを承認したことから、協力企業作業員は、当社に仮設集積場所設置表示の承認状況を確認せずにFタンクエリアに運搬し、申請中の仮設集積場所設置表示を行ったと判明。今後、原因を深掘りし、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	9月13日	2021. 9.. 24 訂正 理由:タイトルより5段目のまた以降について一部わかりづらい表現があったことから修正